入札公告等の概要（参考）

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧下さい。

<table>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td>東京税関東京航空貨物出張所（２２）機械設備改修その他工事</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事種別</td><td>暖冷房衛生設備工事</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所（都県）</td><td>千葉県</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所（市区町村）</td><td>市川市原木２５２６－４</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事概要</td><td>敷地面積５，５１４m2
１．建物
１）庁舎
構造：鉄筋コンクリート造地上３階塔屋１階
建築面積： 約２，１００m2
延べ面積： 約６，０００m2
用途：事務所・庁舎
工事内容：換気設備改設、衛生器具設備改設、給水設備改設、排水設備改設、ガス設備改設、撤去工事、電気設備改設、建築改修</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当事務所</td><td>東京第二営繕事務所</td></tr>
<tr><td colspan="2">公告日／期限日／開札日</td><td>R4.6.7 ／ R4.6.22 ／ R4.7.12</td></tr>
<tr><td colspan="2">工　期</td><td>工事の始期から 169 日間（R4.8.1（工事着手期限））</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札契約方式／落札方式</td><td>一般競争入札（標準型）／総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">競争参加資格要件の概要</td><td>等級（ランク）</td><td>暖冷房衛生設備工事 B 等級又は C 等級</td></tr>
<tr><td>本店・支店・営業所の所在地</td><td>関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。</td></tr>
<tr><td>企業の施工実績等</td><td>平成１９年４月１日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）
なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。
（ア） 工事種目 給水設備（機器及び配管等の施工）の新設又は改設
ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が 500 万円未満の工事）は、実績として認めない。
上記（ア）の実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相</td></tr>
</table>

		互利用対象工事に係るものにあっては、評定点合計（工事成績評定通知書の記４．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が 65 点未満のものを除く。 経常建設共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが上記（ア）の施工実績を有すること。 なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
	配置予定技術者の資格、工事経験等	次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に専任で配置できること。また、本発注工事は受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。 １）主任技術者は、１級管工事施工管理技士、２級管工事施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。監理技術者にあっては、１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。 ２）１人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の経験を有すること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） なお、同種工事の工事経験は建築物における工事経験に限る。また、建築一式工事における工事経験は認めない。 （ア）工事種目給水設備（機器及び配管等の施工）の新設又は改設 ただし、申請できる同種工事の工事経験は１件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。 また、軽微なもの（請負代金額が 500 万円未満の工事）は、経験として認めない。 当該経験が平成８年４月１日以降に完成・引渡しが完了した大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあっては、評定点合計（工事成績評定通知書の記４．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が 65 点未満のものを除く。 経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定の主任（監理）技術者が上記（ア）の工事経験を有していればよい。 なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。 ３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。 ４）配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

「東京税関東京航空貨物出張所（２２）機械設備改修その他工事」の概要（参考）

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧下さい。

【工事の概要】

本工事は、東京税関東京航空貨物出張所（千葉県市川市原木２５２６－４）の給排水衛生設備改修及び内装改修を行う工事です。

（1）主な工事内容

・衛生器具設備は、各階便所改修に伴う衛生器具の改修です。
・給水設備は、受水タンク、高置タンク、ポンプ及び配管類の改修です。
・排水設備は、各階便所改修に伴う配管類の改修です。
・換気設備は、各階便所改修に伴う換気ダクトの改修です。
・電気設備工事は、給排水衛生設備改修及び各階便所改修に伴う電気設備の改修です。
・建築工事は、各階便所改修に伴う内装改修です。

（2）施工条件、施工日、施工時間、仮設

・施工条件、施工日、施工時間については、現場説明書（現場及び技術に関する事項）の当該項目を参照。
・仮設間仕切り及び養生については、仮設備等計画図参照（K-01 図）。
・施設内には今回工事対象の便所以外に、建物西側の各階に便所があります。

○実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

（1）実態を踏まえた積算の運用

・法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

（2）入札時積算数量活用方式の適用

・発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

（3）施工条件等の円滑な協議

・契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。
（請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です）

（4）工事関係図書等の効率化

・本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html

（5）週休 2 日促進工事の適用

・本工事は受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式を適用します。

（6）主任技術者又は監理技術者の扱い

・本工事は余裕期間（任意着手方式）を設定しています。
・工事の始期を令和4年8月1日（工事着手期限）までの間で任意に設定でき、この期間の主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。